役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠水会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第 21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職 慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるもの とする。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張等をする場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、総長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。